

和泉市産業振興プラザ条例の一部改正について（概要）

環境産業部産業振興室

1 主な改正の理由

和泉市産業振興プラザは、北館と南館からなり、北館はJ S Tイノベーションプラザ大阪（独立行政法人科学技術振興機構所有）から本市が10年間の機能継承を条件に、無償で譲り受けたものである。

令和4年度末において、その機能継承の条件を満了するが、近年の産業構造の変化により、様々な業種に対して、地域経済の発展や新産業の発掘など、産業の情報発信施設としての役割がより一層求められているところである。

そこで、産業振興に係るノウハウとネットワークを有する和泉商工会議所に対して、J S Tイノベーションプラザ大阪の機能を引き続き継承し、さらなる拡充を図る必要がある。

以上のことから指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、J S Tイノベーションプラザ大阪の機能を維持し、より効果的な事業展開を図るために産業振興プラザ北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 産業振興プラザ北館の無償譲渡に伴う規定整備

第1条、第3条、第4条、第12条、第19条及び別表において、北館に係る規定を削除する。

(2) 事業内容の見直し

第2条において、事業内容に係る規定を改正する。

3 施行期日

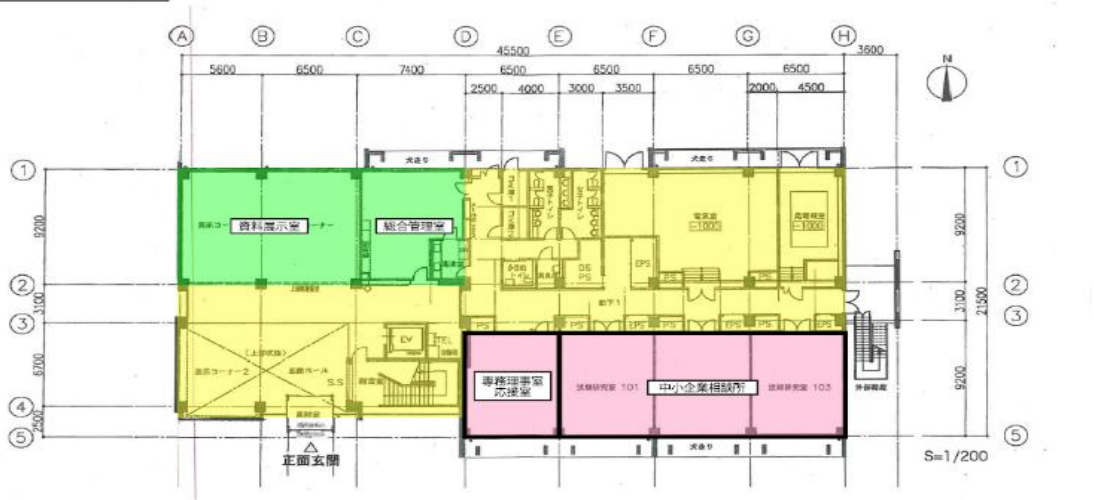
令和5年4月1日

4 今後のスケジュール

時期		内容
令和4年度	11月	①庁議、②停止条件付財産無償譲渡契約締結、③仮協定締結
	12月	【議案】①財産無償譲渡について ②指定管理者の指定について ③条例の一部改正について
	3月	基本協定締結
令和5年度	4月1日	引き渡し(商工会議所による旧北館の運営開始) 指定管理業務開始

〔北館〕

1階 平面図



【凡例】

- 和泉市部分
- 共有部分
- 和泉商工会議所部分

1階 床面積 946.92㎡

2階 平面図

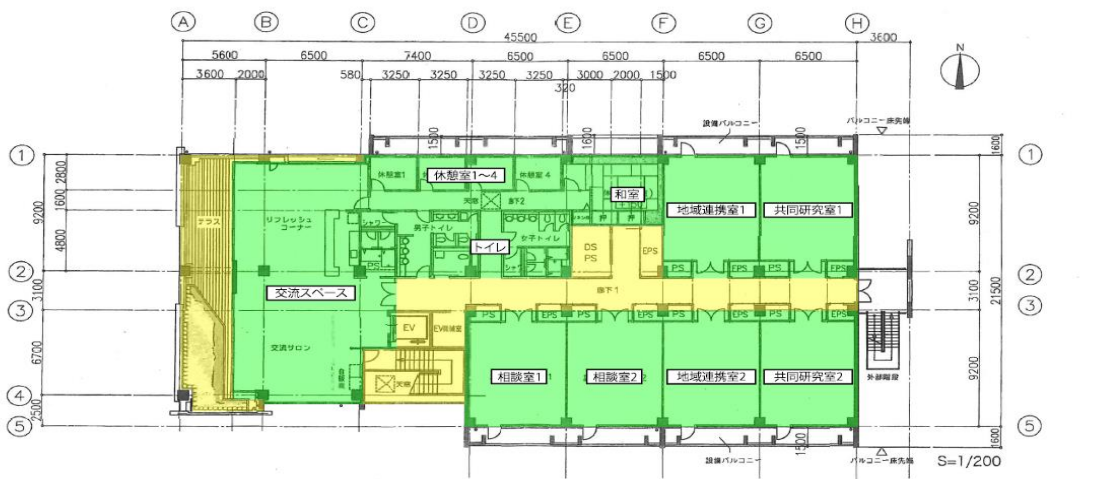


【凡例】

- 和泉市部分
- 共有部分
- 和泉商工会議所部分

2階 床面積 851.88㎡

3階 平面図

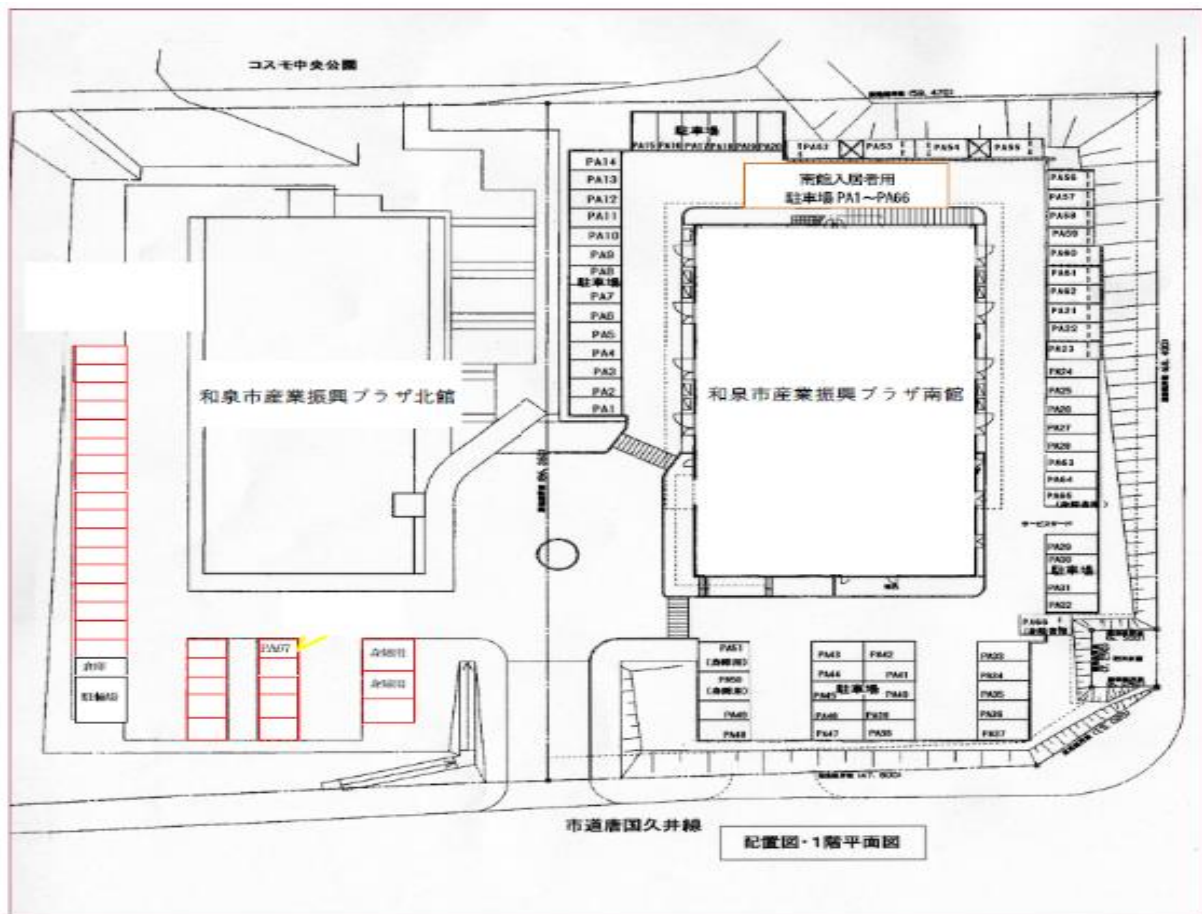


【凡例】

- 和泉市部分
- 共有部分
- 和泉商工会議所部分

3階 床面積 860.91㎡

【配置図】



議案第 号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例制定について

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市産業振興プラザについて、指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、J S T イノベーションプラザ大阪の機能を維持し、より効果的な事業展開を図るために北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例（案）

和泉市産業振興プラザ条例（平成24年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧						
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ものづくりに携わる事業者に対して、事業実施場所の提供及び事業者育成等の支援を行うとともに、企業間の連携を促進することにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のあるまちづくりに資するため、次のとおり和泉市産業振興プラザを設置する。</u></p> <p>名称 <u>和泉市産業振興プラザ</u></p> <p>位置 <u>和泉市テクノステージ三丁目1番11号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>和泉市産業振興プラザ（以下「プラザ」という。）</u>は、前条</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ものづくりに携わる事業者に対して、産学官連携による新産業及び新ビジネスの研究開発並びに創業の場所を提供するとともに、地域資源を活かした事業創出、経営革新、販路開拓等に向けた支援を行うことにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のあるまちづくりに資するため、次の施設（以下「プラザ」と総称する。）</u>を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1162 1029 2051 1315"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）</td> <td>和泉市テクノステージ三丁目1番10号</td> </tr> <tr> <td>和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）</td> <td>和泉市テクノステージ三丁目1番11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>プラザ</u>は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	名称	位置	和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番10号	和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番11号
名称	位置						
和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番10号						
和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番11号						

新	旧
<p>の設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 施設の貸与に関すること。</u></p> <p><u>(2) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上に関すること。</u></p> <p><u>(3) 事業者の育成支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 企業間連携を支援すること。</u></p> <p><u>(5) ものづくり事業に係る情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。</p> <p><u>(1) 試作開発室（工場型・事務所型）</u></p> <p><u>(2) 共同利便施設</u></p> <p><u>(3) 多目的室</u></p>	<p><u>(1) 産学官連携による事業創出、経営革新、販路開拓等の支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 経営支援等に係る情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(3) 創業支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 企業間連携を支援すること。</u></p> <p><u>(5) 施設の貸与に関すること。</u></p> <p><u>(6) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。</p> <p><u>(1) 北館 地域の企業が大学、研究機関等と交流し、独自の技術開発及び新産業のシーズを創出することを支援するための施設並びに地域の企業に各種の情報を提供するための施設</u></p> <p><u>ア 共同研究室</u></p> <p><u>イ 相談室</u></p> <p><u>ウ 資料展示室</u></p> <p><u>(2) 南館 地域の企業が新技術や新製品を研究、試作及び開発する</u></p>

新	旧
<p>2 略 (公募による申請)</p> <p>第4条 試作開発室(工場型・事務所型)及び共同利便施設の利用の申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 試作開発室(工場型・事務所型)の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)、(2)略</p> <p>4 略 (利用許可の期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用</p>	<p><u>ための施設並びにプラザを利用する者及び地域の企業の共同利便施設</u></p> <p><u>ア 試作開発室(工場型・事務所型)</u></p> <p><u>イ 共同利便施設</u></p> <p>2 略 (公募による申請)</p> <p>第4条 <u>共同研究室</u>、試作開発室(工場型・事務所型)及び共同利便施設の利用の申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 試作開発室の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)、(2)略</p> <p>4 略 (利用許可の期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用</p>

新		旧																	
<p>許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはならない。<u>ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、5年を限度として延長</u>することができる。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に規定する保証金は、利用者が<u>試作開発室(工場型・事務所型)</u>若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。</p> <p>(報告等)</p> <p>第19条 市長は、必要があると認めるときは、<u>試作開発室(工場型・事務所型)</u>及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。</p> <p>別表(第5条、第12条関係)</p>		<p>許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはならない。<u>ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、期間を設定し、延長を認める</u>ことができる。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に規定する保証金は、利用者が<u>共同研究室、試作開発室</u>若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。</p> <p>(報告等)</p> <p>第19条 市長は、必要があると認めるときは、<u>共同研究室、試作開発室</u>及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。</p> <p>別表(第5条、第12条関係)</p>																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td>区分</td> <td colspan="2">利用料金(月額)</td> <td rowspan="2">保証金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用料分(1㎡当たり)</td> <td>共益費分(1㎡当たり)</td> </tr> </table>		施設名	区分	利用料金(月額)		保証金		利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td>区分</td> <td colspan="2">利用料金(月額)</td> <td rowspan="2">保証金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用料分(1㎡当たり)</td> <td>共益費分(1㎡当たり)</td> </tr> </table>		施設名	区分	利用料金(月額)		保証金		利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)
施設名	区分		利用料金(月額)		保証金														
		利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)																
施設名	区分	利用料金(月額)		保証金															
		利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)																

新				旧			
試作開発室（工場型）1階	1,676円	419円	指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料分（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）の3か月分	北館 共同研究室	1,257円	—	指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料分（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）の3か月分
試作開発室（工場型）2階	1,362円	419円		南館 試作開発室（工場型）1階	1,676円	419円	
試作開発室（事務所型）	1,886円	419円		試作開発室（工場型）2階	1,362円	419円	
共同利便施設	1,467円	419円		試作開発室（事務所型）	1,886円	419円	
駐車場（1台につき）	5,500円			10,000円	共同利便施設	1,467円	
				駐車場（1台につき）	5,500円		10,000円
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。